

# 第3回幕別町議会臨時会

## 議事日程

令和3年第3回幕別町議会臨時会  
(令和3年5月7日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
10 野原恵子      11 田口廣之      12 谷口和弥
- 日程第2 会期の決定  
（諸般の報告）
- 日程第3 常任委員会委員の選任
- 日程第3の2 議長の常任委員会委員の辞任
- 日程第4 広報広聴委員会委員の選任
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任
- 日程第6 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度幕別町一般会計補正予算（第14号））
- 日程第8 議案第39号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第40号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第41号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第42号 令和3年度幕別町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第43号 工事請負契約の締結について（桂町西団地公営住宅3・4号棟建設工事（建築主体））
- 日程第13 議案第44号 工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅1号棟建替工事（建築主体））
- 日程第14 議案第45号 工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅2号棟建替工事（建築主体））
- 日程第15 議案第46号 財産の取得について（パソコン端末）
- 日程第16 議案第47号 財産の取得について（除雪トラック）
- 日程第17 議案第48号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出（広報広聴委員会、議会運営委員会）

# 会議録

令和3年第3回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和3年5月7日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月7日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 若山和幸      7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子  
11 田口廣之      12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
16 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      企 画 総 務 部 長 山岸伸雄  
住 民 福 祉 部 長 細澤正典      経 済 部 長 岡田直之  
建 設 部 長 笹原敏文      会 計 管 理 者 合田利信  
札 内 支 所 長 新居友敬      忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治  
教 育 部 長 山端広和      政 策 推 進 課 長 白坂博司  
総 務 課 長 佐藤勝博      地 域 振 興 課 長 亀田貴仁  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲      税 務 課 長 高橋修二  
住 民 生 活 課 長 谷口英将      保 健 課 長 金田一宏美  
土 木 課 長 小野晴正      都 市 計 画 課 長 河村伸二  
保 健 福 祉 課 長 林 隆則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 萬谷 司      課長 半田 健      係長 北原正喜
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
10 野原恵子      11 田口廣之      12 谷口和弥

# 議事の経過

(令和3年5月7日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） ただいまから、令和3年第3回幕別町議会臨時会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、10番野原議員、11番田口議員を、12番谷口議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間と決定しました。

## [諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。  
次に、4月28日、令和3年度第1回十勝町村議会議長会定例会が開催され、私が参加しております。  
その議案の抜粋をお手元に配布してあります。  
のちほどご覧いただきたいと思います。  
これで諸般の報告を終わります。

## [人事異動による職員の紹介]

- 議長（寺林俊幸） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。  
伊藤副町長。  
○副町長（伊藤博明） 本年4月1日付けで人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介します。  
本日、お配りしております「特別職及び管理職名簿（令和3年4月1日現在）」をご覧ください。  
異動した職員を網掛けして表示しております。  
最初に部長職であります。  
札内支所長、新居友敬。  
次に、課長職であります。

企画総務部糠内出張所長、宮田哲。  
住民福祉部防災環境課消防担当参事、田中弘樹。  
こども課長、平井幸彦。  
札内支所住民課長、武田健吾。  
教育委員会教育部学校教育課長、西田建司。  
図書館長、天羽徹。  
次に、課長補佐職であります。  
教育部主幹、添田雄二。  
以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

#### [行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、顧問弁護士の委託契約、成人式の再延期及び新型コロナウイルスの接種の実施状況についてご報告させていただきます。

はじめに、顧問弁護士の委託契約について申し上げます。

町では、昭和47年度から毎年度、帯広市の橘法律事務所の橘精三弁護士と法律顧問契約を締結しておりましたが、急遽ご本人より体調不良等の申し出がありましたことから、令和3年3月末日をもって契約を終了することといたしました。

橘弁護士には、49年間の長きにわたり、町の顧問弁護士として数多くの法律相談等に応じていただきましたことに、この場をお借りし感謝とお礼を申し上げる次第であります。

後任の顧問弁護士につきましては、橘弁護士のご助言をいただきながら候補者の検討を行ってまいりましたが、この度、釧路弁護士会に所属し、帯広市に法律事務所を構える中島法律事務所の中島和典弁護士と法律顧問契約の協議が整いましたことから、本日、関連予算を提案させていただいたところであります。

なお、中島弁護士との協議において、町民を対象とした無料法律相談会を年間6回程度、さらには、職員の法務能力向上を図るための職員研修の開催など新たな業務についても実施していただけることとなっております。

次に、令和3年暮別町成人式の再延期について申し上げます。

本町の成人式につきましては、例年1月、成人の日の前日の日曜日に開催しておりましたが、令和3年につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ゴールデンウィーク中の5月2日に延期し、開催の準備を進めていたところであります。

しかしながら、4月に入り感染力が強いとされる新型コロナウイルス変異株が、東京都や大阪府などを中心として全国的に広がっている状況や、道外の「まん延防止等重点措置」が適用される地域が増加傾向にあること、また、道内においても感染者が増加している状況を踏まえ、式典の企画運営を担っていただいている実行委員会の方々とも協議を行った結果、新成人やご家族など皆様の安全確保を最優先に考慮し、再延期することといたしました。

再延期の日程につきましては、来年1月の開催も検討しましたが、令和4年の新成人と重なり、衣装の確保等が困難となるほか、貸衣装のキャンセル料等保護者負担を考慮し、できるだけ参加しやすい年内の連休での開催を検討した結果、9月19日の日曜日としたところであります。

なお、再延期後の日程に参加できない方からの要望がありましたことから、予定していた5月2日に百年記念ホール大ホールのステージで記念写真の撮影ができるよう撮影スポットを設置したところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況について申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減少させ、

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的に、ワクチン接種体制の整備を進めており、本年2月17日から医療従事者を対象に先行接種が開始され、4月12日からは全国の一部の市町村で65歳以上の高齢者への接種が開始されたところであります。

本町におきましても、国が示すスケジュールや実施に係る手引き等に沿って、「幕別町新型コロナワクチン接種実施計画書」を作成し、町内医療機関との打ち合わせや実施マニュアルの作成、コールセンターの設置及び必要物品の購入などの準備を進めてまいりました。

4月14日には、医師や看護師及び老人クラブの方々にご協力をいただき、集団接種会場の一つである保健福祉センターにおいて、受付、予診票の確認、医師による診察、看護師によるワクチン接種及び接種後の健康観察まで一連のシミュレーションを行い、そこで明らかとなった課題や参加者の意見等を踏まえ、動線の見直しや予診票の未記入に対応する担当職員の増員及び換気、暑熱対策など、円滑な接種を行うべく改善策を講じたところであります。

また、ワクチン接種の際に必要なクーポン券や予診票等につきましては、4月21日に65歳以上の高齢者9,095人に発送し、4月26日からコールセンターにおいて、また、翌27日からはインターネットでのウェブ予約による受付も併せて開始したところであり、5月6日現在、6,337人の予約受付を終えております。

ワクチンの供給については、国において4月5日の週から発送が開始されており、本町においては、4月29日に2箱、1,950回分の供給を受けたことから、クラスターが発生した際にリスクが高いと考えられる高齢者施設において、昨日5月6日から入所者及び接種順位の特例に基づく従事者へのワクチン接種を開始したところであります。

今後は、高齢者施設と並行して一般の高齢者の方を対象に、集団接種は5月15日から保健福祉センターをはじめ幕別地区2会場、札内地区3会場及び忠類地区1会場の計6会場で、個別接種は5月17日から町内4医療機関で開始する予定であります。

また、65歳未満の方につきましても、7月中旬を目途にクーポン券等を発送し、8月から順次接種を開始する予定としており、その際には、慢性の呼吸器の病気や心臓病など「基礎疾患を有する方」、「接種順位の特例以外の高齢者施設等の従事者」及び「60歳から64歳の方」を優先的に接種対象とし、以後段階的に年齢を引き下げて予約を受け付ける予定であります。

ワクチン接種は、接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、安心して接種を受けていただく必要がありますことから、今後も広報紙や町ホームページなどを通じて、分かりやすく、正確な情報提供に努めてまいります。

以上、顧問弁護士の委託契約、成人式の再延期及び新型コロナワクチン接種の実施状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[常任委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、常任委員会の委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（萬谷 司） 朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、1番石川議員、6番若山議員、10番野原議員、12番谷口議員、13番芳滝議員、15番小川議員、19番寺林議員、以上7人です。

次に、民生常任委員会委員に、2番小田議員、4番藤谷議員、5番小島議員、8番荒議員、16番藤原議員、18番中橋議員、以上6人です。

次に、産業建設常任委員会委員に、3番内山議員、7番岡本議員、9番酒井議員、11番田口議員、

14 番千葉議員、以上 5 人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、各常任委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

10：15 休憩

10：16 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

私は、総務文教常任委員会委員に選出されましたが、議長には各委員会への出席権が与えられていることほか、可否同数の際の裁決権などを有しており、一つの委員会に所属することは適当ではないことから、常任委員会委員の辞任を申し出るものであります。

なお、この場合、私は地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、議長を副議長に交代し、退場させていただきます。

副議長は、議長席にお着きください。

暫時休憩いたします。

10：17 休憩

（副議長、議長席に着席）

10：18 再開

○副議長（中橋友子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[追加日程]

○副議長（中橋友子） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員会委員の辞任願が提出されました。

「議長の常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、審議をいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の総務文教常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加議事日程第 1 号として、議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程表配布のため、暫時休憩いたします。

10：19 休憩

10：20 再開

○副議長（中橋友子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[議長の常任委員会委員の辞任]

○副議長（中橋友子） 日程第3の2、「議長の常任委員会委員の辞任」を議題といたします。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで議長と交代のため、暫時休憩いたします。

10：20 休憩

（副議長、自席に着席）

（議長、議長席に着席）

10：21 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、さきに決定いたしました各常任委員会で正副委員長互選のため会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10：22 休憩

10：29 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ただいま各常任委員会から正副委員長の指名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に若山和幸議員、副委員長に野原恵子議員。

民生常任委員会委員長に小田新紀議員、副委員長に藤原孟議員。

産業建設常任委員会委員長に田口廣之議員、副委員長に岡本眞利子議員。

以上のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

[広報広聴委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、広報広聴委員会委員の選任を行います。

広報広聴委員会委員の選任は、広報広聴委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（萬谷 司） 朗読をいたします。

広報広聴委員会委員に、1番石川議員、2番内山議員、5番小島議員、7番岡本議員、8番荒議員、16番藤原議員、以上6人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、広報広聴委員会委員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、広報広聴委員会委員に選任することに決定いたしました。  
ここで、正副委員長の互選のため、広報広聴委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10：32 休憩

10：39 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ただいま広報広聴委員会から正副委員長の指名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

広報広聴委員会委員長に荒貴賀議員、副委員長に内山美穂子議員。

以上のとおり、広報広聴委員会の正副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（萬谷 司） 朗読いたします。

議会運営委員会委員に、2番小田議員、5番小島議員、6番若山議員、8番荒議員、10番野原議員、11番田口議員、13番芳滝議員、15番小川議員、以上8人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、議会運営委員会委員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、正副委員長互選のため、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10：41 休憩

10：47 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ただ今、議会運営委員会から正副委員長の指名が議長のものに届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に小川純文議員、副委員長に小島智恵議員。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

会議の途中ですが、この際、11時まで休憩いたします。

10：48 休憩

11：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。  
報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第1号、専決処分した事件の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第1号であります。

損害賠償の額の決定に関して、令和2年3月19日に議決されました「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和3年3月29日付けで専決処分を行ったものであります。

「1理由」は、令和3年3月10日午後3時頃、幕別町札内北栄町50番地5付近の町道札生南通において、相手方が運転する車両が当該道路を走行中、堤防側、西側の街路樹の太い枝が強風の影響により折れて車両に覆い被さるように倒れ込み、ボンネット及びバンパーなどの車両前方を損傷する事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

「2損害賠償額」は、27万5,440円であります。

2ページをご覧ください。

「3損害賠償の相手方」は、幕別町在住の女性であります。

このたびの事故は、安心安全が最も求められる公道を走行中、折からの強風による枝折れで、走行中の車両に損傷を与えたものであります。

身体的な傷害に至らしめなかったことは何よりも幸いではありましたが、相手方には心からのお詫びを申し上げ、事故後の対応にご理解をいただいたところであります。

事故発生後、直ちに現場を確認し、当該路線の幹折れや枝折れの恐れのある樹木を伐採いたしましたが、他の路線の街路樹等においても、こうした危険を回避し、事故を未然に防ぐため、日々の道路パトロールの重要性を再認識し、今後、万全を期して取り組んでまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第7、承認第1号から日程第16、議案第47号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、承認第1号から日程第16、議案第47号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。  
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第1号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和2年度幕別町一般会計補正予算について、令和3年3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和2年度幕別町一般会計補正予算（第14号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,342万1千円を減額し、予算の総額をそれぞれ215億5,346万7千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

6ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」、「1変更」であります。

減収補てん債は、普通交付税額算定上の標準的な収入額を示す「基準財政収入額」に対して実際の税収入額が下回る場合に、その差を補てんするために発行を認められている地方債であります。

税収額の確定に伴い、借入額を343万4千円減額し、2,574万2千円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

7款、1項 商工費、5目 企業誘致対策費2,342万1千円の減額であります。

工業団地取得資金貸付金の額の確定に伴う減額であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

7ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人106万8千円の追加であります。

現年課税分であります。

2款から13款までの補正については、いずれも交付額の確定に伴うものであります。

2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税2,054万4千円の減額、2項、1目自動車重量譲与税792万4千円の減額、3項、1目森林環境譲与税1千円の追加であります。

8ページになります。

3款、1項、1目利子割交付金525万円の減額、4款、1項、1目配当割交付金332万7千円の減額、5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金15万7千円の追加、6款、1項、1目法人事業税交付金319万2千円の追加であります。

9ページになります。

7款、1項、1目地方消費税交付金3,291万2千円の追加、8款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金46万6千円の減額、9款、1項、1目自動車税環境性能割交付金1,089万9千円の減額、11款、1項、1目地方特例交付金707万6千円の減額であります。

10ページになります。

12款、1項、1目地方交付税1億829万3千円の追加であります。

特別交付税の3月交付分の確定によるものであります。

13款、1項、1目交通安全対策特別交付金93万4千円の減額であります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 8,576 万 9 千円の減額であります。

22 款諸収入、3 項貸付金元利収入、7 目工業団地取得資金貸付金元金収入 2,342 万 1 千円の減額であります。

11 ページになります。

23 款、1 項町債、10 目減収補てん債 343 万 4 千円の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第 1 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 8、議案第 39 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 39 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 3 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響等に配慮した固定資産税の据え置きなどの措置を柱とした令和 3 年度税制改正の内容を盛り込んだ、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 3 年 4 月 1 日に施行されましたことから、関連する幕別町税条例等の改正を行おうとするものであります。

改正条例の概要について、ご説明いたしますので、議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

はじめに、個人町民税についてであります。

1 点目は、「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」であります。改正条項は、条例附則第 32 条、改正内容は、「住宅借入金等特別税額控除の特例適用期間の延長」であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、現行の住宅ローン控除の特例措置の適用期間を 1 年間延長し、令和 4 年 12 月 31 日までに入居した者を対象とするものであります。

この措置による減収分は、全額国費で補填されるものであります。

2 点目は、地方税法の改正に伴い、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、固定資産税についてであります。

1 点目は、「新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の特例」であります。

改正条項は、条例附則第 12 条と第 13 条、改正内容は、「土地に係る固定資産税の特例措置」であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度の課税標準額が増加する土地について、令和 3 年度に限り、令和 2 年度の課税標準額に据え置く特例措置を設けるものであります。

条例附則第 12 条は、宅地等、第 13 条は農地に係る規定であります。

2 点目は、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

2 ページをご覧ください。

軽自動車税についてであります。

1点目は、「軽自動車税の環境性能割の特例」であります。

改正条項は、条例附則第15条の2、改正内容は、「軽自動車税に係る環境性能割の特例適用期間の延長」であります。

現行の自家用軽自動車環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものであります。

この措置による減収分は、全額国費で補填されるものであります。

2点目は、「軽自動車税の種別割の税率の特例」であります。

改正条項は、条例附則第16条、改正内容は「軽自動車税に係る種別割の税率の見直し」であります。

現行のグリーン化特例措置の適用期間を、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで2年間延長し、適用対象車を電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車とするものであります。

3点目は、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

以上が、改正概要であります。

次の3ページから19ページにかけては、改正条例の条文ごとに、「第1条関係」「第2条関係」と表記して、新旧対照表を記載しております。

住宅借入金等特別税額控除の特例適用期間の延長と土地に係る固定資産税の特例措置、軽自動車税に係る環境性能割の特例適用期間の延長、軽自動車税に係る種別割の税率の見直しについては、3ページからの第1条関係に整理しております。

7ページをご覧ください。

7ページの下段、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を定めておりますが、対象期間を5年間延長し、令和9年度までとするものであります。

17ページからの「第2条関係」には、その他の改正条項と引用条項の改正及び文言の整理を含め、記載しております。

議案書にお戻りいただき、7ページをお開きください。

中ほどに記載の、附則についてであります。

第1条本文では、本条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用すると定めておりますが、ただし書き規定として、第1号から第3号にかけて、令和3年4月1日適用以外の施行となる規定とその施行日をそれぞれ定めております。

第1号は、個人町民税に係る医療費控除の特例の期間延長の見直しの施行日を令和4年1月1日と第2号は、個人町民税に係る扶養親族の文言の整理の施行日を令和6年1月1日と第3号は、固定資産税に係るわがまち特例の文言整理の施行日を産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1項第2号に掲げる規定の施行日と定めておりますが、同改正法案は、今国会に提出されており、現在、未公布でありますので、かっこ書きの法律番号を空白としております。同法案が国会において可決成立し、公布後に、本改正条例に「補完」として法律番号を追記するものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置を定めております。

8ページになりますが、第3条は、固定資産税に関する経過措置を9ページの最終行になりますが、第4条は、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第40号「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」及び日程第10、議案第41号「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例」の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第40号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第41号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の20ページをお開きください。

令和2年6月の令和2年第2回町議会定例会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った方や、国や北海道の要請により事業等の休止を余儀なくされ、収入の減少により国民健康保険税や介護保険料の支払いが困難となった方に対して、対象となる期間を特定して、遡及して保険税と保険料を減免することができるとする特例措置を設けるため、二つの条例を改正したところであります。

本年3月12日付で、厚生労働省から、「同措置に係る国の財政支援を延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の国民健康保険税と介護保険料の減免を行った場合についても、減免に要する費用を財政支援の対象とする」と、それぞれ、通知が出されましたことから、本町においても、減免の対象期間を延長するよう所要の改正を行おうとするものであります。

はじめに、議案第40号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明資料の21ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間に合わせて、附則第25項で減免の対象とする国民健康保険税を「令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するもの」とし、その申請期限を令和4年3月31日に改めるものであります。

議案書の11ページにお戻りください。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

次に、議案第41号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の12ページ、議案説明資料の22ページをお開きください。

国民健康保険税と同様に介護保険料の減免の特例を定めようとするものであります。

議案説明資料の23ページの下から3行目、附則第18条は、保険料の減免の特例を定めております。

24ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間に合わせて、減免の対象とする介護保険料を「令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するもの」とし、その申請期限を令和4年3月31日に改めるものであります。

議案書の12ページにお戻りください。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第40号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第41号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第42号、令和3年度幕別町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第42号、令和3年度幕別町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ28万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ166億2,820万4千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費19万8千円の追加であります。

12節、顧問弁護士委託料であります。

昭和47年以来、ほぼ半世紀に渡り、本町の顧問弁護士をお引き受けいただきました橘精三弁護士のご勇退を受け、新たに、帯広市の中島和典弁護士に本町の法律顧問をお引き受けいただける運びとなりました。

6月からの新たな契約においては、従来の法律顧問業務をはじめ、町民向けの法律相談や職員向けの法律実務研修を委託業務に加えようとするものであります。

本年度の既定予算の35万2千円に19万8千円を追加し、10か月相当分で55万円とするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費9万1千円の追加であります。

22節は、令和元年度の緊急風しん抗体検査等事業補助金に係る国への精算還付金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

1款町税、2項、1目固定資産税 28万9千円の追加であります。

現年課税分であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

11:27 休憩

（藤原議員退場）

11:28 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第43号、工事請負契約の締結について、説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第43号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の25ページをお開きください。

本工事請負契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の25ページをご覧ください。

桂町西団地公営住宅は、札内中学校北側の旧教員住宅跡地に令和2年度から3年度にかけて、4棟24戸を建設するものであります

本工事は、配置図に記載のとおり、昨年度建設しました1号棟と2号棟の北側に3号棟と4号棟として、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ床面積496.36平方メートルの1棟6戸を2棟建設するものであります。

26ページになります。

住戸は、昨年の1号棟と2号棟と同様に、全て2LDKでシステムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室の3か所に給湯設備を整備し、室内の出入り口を引き戸にするなど、ユニバーサルデザインに配慮した設計であります。

27ページをご覧ください。

建物の外壁は、昨年の1号棟と2号棟と同様にコンクリート打ち放しの上に塗装仕上げとし、屋根材は、屋外使用時の耐久性に優れたガルバリウム鋼板であります。

以上が工事概要であります。

議案書の13ページをご覧ください。

1 契約の目的は、桂町西団地公営住宅3・4号棟建設工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月26日に、藤原・佐藤経常建設共同企業体、宮坂・北海技建経常建設共同企業体、萩原・大野経常建設共同企業体、加藤・萬和経常建設共同企業体の4共同企業体によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2億4,563万円をもちまして、藤原・佐藤経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和4年2月16日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第43号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

11:32 休憩

（藤原議員入場）

11:33 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第44号、工事請負契約の締結について及び日程第14、議案第45号、工事請負契約の締結についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第44号と議案第45号の工事請負契約の締結について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

一括してご説明いたします二つの工事請負契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の28ページをご覧ください。

新あかしや南団地公営住宅建替事業は、昭和51年から56年に掛けて建設いたしました「あかしや南団地公営住宅」を令和3年度から7年度にかけて建替えようとするものであります。

図面右側が北になりますが、配置図上で囲み斜線で表示しておりますのは、既存の4階建ての共同住宅で併せて6棟112戸で、それぞれ図面下部に建物の解体年度を表示しております。

網掛け部分は、新たに建設を計画している2階建て共同住宅、1棟8戸を10棟、合計80戸分を建設しようとするもので、それぞれ図面下部に建設年度を表示しております。

議案第44号は、配置図の左側上部、敷地南側の西に位置する1号棟の建設に係るもので、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ床面積686.07平方メートルの建物、1棟8戸を建設するものであります。

29ページをご覧ください。

住戸は、2LDK6戸と3LDK2戸で、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室の3か所に給湯設備を整備し、室内の出入り口を引き戸にするなど、ユニバーサルデザインに配慮した設計であります。

30ページの立面図をご覧ください。

建物の外壁は、左官仕上げとし、屋根材は、屋外使用時の耐久性に優れたガルバリウム鋼板であります。

以上が工事概要であります。

議案書の14ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅 1 号棟建替工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年 4 月 26 日に、藤原・佐藤經常建設共同企業体、宮坂・北海技建經常建設共同企業体、萩原・大野經常建設共同企業体、加藤・萬和經常建設共同企業体の 4 共同企業体によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1 億 7,985 万円をもちまして、加藤・萬和經常建設共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表であります、中川郡幕別町忠類白銀町 200 番地、加藤建設株式会社、代表取締役、加藤茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和 4 年 2 月 24 日までと定めております。

次に、議案第 45 号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

もう一度、議案説明資料の 28 ページをご覧ください。

本工事は、議案第 44 号と同様にあかしや南団地公営住宅の建替工事で、配置図の左側下部、敷地南側の東に位置する 2 号棟の建設に係るものであります。

工事概要につきましても、3 LDK の住戸の位置を除いて、議案第 44 号と同様の内容でありますことから、説明を省かせていただきますが、31 ページに平面図、32 ページに立面図を記載しております。

議案書の 15 ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅 2 号棟建替工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年 4 月 26 日に、藤原・佐藤經常建設共同企業体、宮坂・北海技建經常建設共同企業体、萩原・大野經常建設共同企業体、加藤・萬和經常建設共同企業体の 4 共同企業体によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1 億 7,897 万円をもちまして、萩原・大野經常建設共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表であります、帯広市東 7 条南 8 丁目 2 番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長、萩原一利氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和 4 年 2 月 24 日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 44 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 45 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 46 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 46 号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件

に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の16ページをご覧ください。

1 財産の名称及び数量は、パソコン端末、69台であります。

取得の対象でありますパソコン端末は、職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。購入から6年が経過しており、故障や操作性の低下を解消する目的から、更新しようとするものであります。

2 取得の方法は、指名競争入札であります。

本年4月21日にアートシステム株式会社帯広支店、十勝事務機販売株式会社、株式会社ズコーシャの3者により指名競争入札を執行し、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

3 取得金額は、1,600万5千円であります。

今回の財産の取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされており、町は、機種の選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それをもとに同組合と契約の相手方が売買契約を締結し、町への物品の納入、同組合から納入業者への購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利償還金を同組合へ支払うものであります。

取得する財産の納期限は、令和3年10月29日と定めており、その後、町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和8年3月までであります。

借入利率の見込みは0.1%、5年間の利子見込額は、4万2,053円であります。

4 取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野孝夫氏であります。

5 北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長、澤見正興氏であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第46号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第47号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第47号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページ、議案説明資料の33ページをお開きください。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の33ページをご覧ください。

今回、取得しようとする財産は、10トン級の除雪専用トラック1台であります。

現在、幕別地域で使用しております、平成11年に取得した除雪トラックの老朽化に伴い、国の社会

資本整備総合交付金事業を活用して更新しようとするものであります。

本除雪トラックは、前部にワンウェイプラウ、中央部にグレーダ、後部にサイドウィングを装着し、郊外地における新雪除雪をはじめ、路肩の拡幅や路面整正など、冬期における道路交通の確保に欠かせない車両として更新するものであります。

議案書の17ページをご覧ください。

1 財産の名称及び数量は、除雪トラック 1 台であります。

2 取得の方法、3 取得金額、4 取得の相手方についてであります。

本年4月26日に、東北海道日野自動車株式会社、UDトラックス道東株式会社、東北海道いすゞ自動車株式会社の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、5,489万円をもちまして、UDトラックス道東株式会社が落札いたしましたので、同社の代表取締役であります、金尾泰明氏を相手方として取得しようとするものであります。

納期は、受注生産のため、納車までの期間を考慮し、令和4年3月15日と定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第47号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

（11:48 菅野勇次教育長退場）

[教育長の任命]

○議長（寺林俊幸） 日程第17、議案第48号、教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第48号「教育長の任命につき同意を求めることについて」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

地方自治法は、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に教育委員会を置かなければならないとし「教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」と定めております。

これを受けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条において、「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。」と位置づけ、第4条第1項において、「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と定められております。

また、同条第4項では、「教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。」と規定しております。

本議案は、現教育長であります菅野勇次氏が、本年5月11日をもって任期満了となりますことから、

引き続き、同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和3年5月12日から令和6年5月11日までの3年であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の34ページに記載しておりますので、ご参照いただき、任命につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案を可とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認めます。

確定いたします。

投票総数 17、賛成 16、反対 1。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

11：52 休憩

（11：52 菅野勇次教育長入場）

11：53 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩を解いて、再開いたします。

[教育長挨拶]

○議長（寺林俊幸） ここで、ただいま教育長に任命されました菅野勇次教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

菅野勇次教育長。

○教育長（菅野勇次） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

ただ今、教育長の任命にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

先行き不透明で、困難な時代ではありますが、幕別町の教育目標であります、郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人に向かって、そして、子供たちを持続可能な地域の担い手に育むことができるよう全力を尽くしてまいり所存でありますので、皆さま方の変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（寺林俊幸） ここで、継続調査の申し出書配布のため、暫時休憩いたします。

11：55 休憩

11：56 再開

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加議事日程第2号のとおり、広報広聴委員会委員長、議会運営委員会委員長から、所管に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加議事日程第2号として議題とすることに決定いたしました。

[継続調査申し出]

○議長（寺林俊幸） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、所管に係る事件について、それぞれの期限まで、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和3年第3回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

（11：57 閉会）